平成２１年（フ）第１３１０号
堺市中区福田863番地57
債務者　上岡　和正
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６３８号
堺市美原区阿弥８番地１
債務者　堺岩下自動車商会こと　岩下　義憲
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
堺市中区土塔町1980番地８
債務者　田中　伸治
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
堺市中区土塔町1980番地８
債務者　田中　琴絵
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
堺市東区日置荘西町５丁20番35号
債務者　上原　則幸
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番327―401号
債務者　池部　礼子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
大阪府羽曳野市野々上５丁目２番11号、旧住所大阪府羽曳野市はびきの１丁目５番４号
債務者　南谷喜代美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３１号
堺市南区庭代台２丁１番15―106号
債務者　久木田洋子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
大阪府羽曳野市野285番地の８
債務者　岡本万里子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
堺市堺区香ヶ丘町４丁１番21号
債務者　岡田　辰夫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
堺市堺区香ヶ丘町４丁１番21号
債務者　岡田　初代（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
大阪府松原市北新町４丁目３番２号
債務者　アート技建こと　架谷　卓哉
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
堺市南区赤坂台１丁３番11号
債務者　山野美代子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５４６号
堺市中区深井中町1892番地　ラ・フォーレ深井Ａ―202号
債務者　坪江　富子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
北海道夕張市南部幌南町51番地３、住民票上の住所北海道夕張市南部幌南町51番地１
債務者　大吉　夢民
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２４０号
北海道夕張市清水沢宮前町16番地８
債務者　阿部　栄子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２５号
北海道岩見沢市北村豊正897番地
債務者　五十嵐政幸
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５６号
北海道岩見沢市駒園７丁目１番36号
債務者　影山　芳江
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部